

リンデンバウムいずみ
ケアプランセンター運営規程

リンデンバウムいずみ
ケアプランセンター

介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供にあたる。取り扱う標準担当件数については、介護支援専門員1名あたり35件とする。なお、他の指定介護予防支援事業者からの指定介護予防支援の業務委託も受けることができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条

事業の提供に際し、あらかじめ利用者またはその家族等に対して、サービスの提供方法や内容及び手続きなどの説明を行い、同意を得るものとする。

2. 事業所は、以下に定める事業を地域に積極的に出向きまたは事業所において行うものとする。
 - 一 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成。
 - 二 指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整。
 - 三 介護保険施設への紹介。
 - 四 要介護認定の申請等に係る援助。
 - 五 その他事業所において介護及び介護予防に関する相談に応じ、必要な指導助言を行う。
3. 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者が抱えている問題点と解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族の希望ならびに把握された課題に基づき居宅サービス計画または介護予防サービス計画の原案を作成するとともに、サービス担当者会議を開催し、または担当者に対する照会等を行い、当該居宅サービス計画または介護予防サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
4. 居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行うことにより、必要に応じて居宅サービス計画または介護予防サービス計画の変更等を行うものとする。

(利用料)

第7条

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援及び指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に要した交通費は通常の事業地域から10kmまたはその端数を増す毎に200円とする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業実施地域は、秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(秘密の保持)

第9条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第10条

事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第11条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等

高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条

事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(損害賠償)

第14条

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第15条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

事業所は、適切な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

平成13年 4月1日 改訂

平成13年 7月9日 改訂

平成15年 7月1日 改訂

平成19年 6月1日 改訂

平成20年 1月1日 改訂

平成20年 3月1日 改訂

平成21年 8月1日 改訂

平成21年 9月1日 改訂

平成26年 1月1日 改訂

平成27年 1月1日 改訂

平成27年 4月1日 改訂

令和 6年 4月1日 改訂

〔別 表〕

リンデンバウムいずみケアプランセンター料金表

1. 居宅介護支援及び介護予防支援の利用料

厚生労働大臣の定める基準額

2. 交通費

- (1) 利用者の居宅が秋田市内（河辺、雄和地区を除く）である場合

無 料

- (2) 利用者の居宅が秋田市（河辺、雄和地区を除く）以外である場合

当センターとの距離が往復 10 km またはその端数を増す毎に 200 円

（ 以 上 ）